第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定）

第二条　法第二条第四項の政令で定める経済連携協定は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定とする。

（第一種原産品誓約書の交付に係る経済連携協定）

第三条　法第三条第五項の政令で定める経済連携協定は、第一条第九号に掲げる経済連携協定とする。

本則に次の一条を加える。

（経済産業大臣の行う認定の更新に係る手数料）

第九条　法第三十二条第三項の政令で定める額は、一件につき五千円（電子申請を行う場合にあっては、四千五百五十円）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第一条第九号に掲げる経済連携協定に係る改正法による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「新法」という。）第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

第三条　改正法の施行の際現に改正法による改正前の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定によりされている特定原産地証明書の発給の申請は、新法第三条第一項の規定によりされている第一種特定原産地証明書の発給の申請とみなす。

2　改正法の施行前に旧法第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書は、新法第四条第一項の規定により発給された第一種特定原産地証明書とみなす。

3　改正法の施行の際現に旧法第九条の経済連携協定及び物品の区分に係る旧法第八条第一項の規定による指定を受けている者は、当該指定について旧法第九条の経済連携協定及び物品の区分に係る新法第九条の経済連携協定及び物品の区分に係る新法第八条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第四条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第百十二号まで」の下に「、第百十七号の二」を加える。

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十一年七月十七日
内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十五号

船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第五項及び第六項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員保険法施行令の一部改正）

第一条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「平成二十年八月」を「平成二十一年八月」に改め、同条の表中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

別表第三中「二五・一一」を「二五・〇三」に、「二二・一一」を「二二・〇五」に、「二〇・八七」を「二〇・八一」に、「一九・九六」を「一九・九〇」に、「一八・八三」を「一八・七七」に、「一七」を「一八・一二」に、「一七・九一」を「一七・八六」に、「一六・八二」を「一六・七七」に、「一五・八三」を「一五・七八」に、「一四・一六」を「一四・一二」に、「一二・七四」を「一二・七〇」に、「一一・四八」を「一一・四五」に、「一〇・三七」を「一〇・三四」に、「九・四八」を「九・四四」に、「八・六一」を「八・五八」に、「七・七五」を「七・七三」に、「六・八六」を「六・八四」に、「六・〇〇」を「五・九八」に、「五・一六」を「五・一四」に、「四・五二」を「四・五一」に、「三・九〇」を「三・八九」に、「二・六五」を「二・六四」に、「二・二六」を「二・二五」に、「一・七六」を「一・七五」に、「一・三九」を「一・三八」に、「一・〇二」を「一・〇一」に、「一・〇九」を「一・〇八」に、「一・〇三」を「一・〇二」に、「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日　一・〇〇」を「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日　〇・九九」に、「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日　一・〇〇」を「平成八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日　〇・九九」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日　一・〇〇」を「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日　一・〇〇」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第一項の表旧船員保険法施行令の項中「平成二十年八月」を「平成二十一年八月」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十一年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　舛添　要一
内閣総理大臣　麻生　太郎